

第 2 3 号

不毛田川流域内水対策事業
調整池整備（第 2 期）
及び防災道路整備工事

入札説明書

入札説明書

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

河合町建設工事入札参加資格を有する建設業者3者以内で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる条件（特に記載がない場合は、全構成員を対象とする。）をすべて満たし、内容が適正であることの確認を受けた者のみが、この工事の入札に参加することができます。

ただし、他の共同企業体との重複参加はできません。

構成員の出資比率は均等割の10分の6以上とし、出資比率が最大の者を代表者とする。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（競争入札参加資格確認申請受付日の1年7月以内のものうち、直近のもの。以下「経営事項審査」という。）について、総合評定値（P）が土木一式1,300点以上、共同企業体の場合の代表者以外は、900点以上の者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 法第15条の規定による土木一式の特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 入札公告2にこの工事の入札に係る設計業務の受託者が示されている場合は、次の（ア）又は（イ）に該当しないこと。

（ア）当該受託者の発行株式総数100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

（イ）代表者を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

ク 河合町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成１５年４月）別表に掲げる措置要件の１から５までのいずれかに該当する者でないこと。

ケ 共同企業体の代表者は、過去５年間（令和３年４月１日から本工事の公告日まで）国、地方公共団体、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２条及び同施行令（平成１３年政令第３４号）第１条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含みます（当該事実が奈良県で確認できるものに限ります）。以下同じ。）又はその他の公共法人（法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第５号に規定する別表第一に掲げる法人とします。以下同じ。）が発注した土木一式工事で本工事同等規模以上の元請実績を有すること。

※同等規模以上とは、予定価格の７０％以上の契約金額とします。

コ 奈良県又は河合町で指名停止の措置がされていないこと。

サ 河合町との間で紛争又は係争中の訴訟関係にないこと。

（２）配置予定技術者の資格等要件

（監理技術者及び主任技術者の要件）

- ・所属建設業者と３ヶ月以上の雇用関係があること。
- ・配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
 - ① 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者
 - ② 国土交通大臣が①と同等以上の能力を有する者として認定した者

（監理技術者の要件）

同種工事にて元請の主任技術者又は監理技術者として、完成し、かつ引渡し完了した従事経験を有する者であること。

２ 競争入札参加資格の手続

この工事の入札に参加しようとする建設業者は、あらかじめ競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。）を河合町長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

（１）競争入札参加資格確認申請書等の配布

競争入札参加資格確認申請書等の提出は別記様式によるものとし、その様式を次のように配布します。

ア 配布日

令和８年８月１２日（水）から令和８年８月２６日（水）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

イ 配布時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く）

ウ 配布場所

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

河合町役場総務部総務課契約・管財係（河合町本庁舎2階）

エ その他

河合町のホームページからもダウンロード可能

（2）競争入札参加資格確認申請書等の受付

ア 受付日

令和8年8月12日（水）から令和8年8月26日（水）まで

（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

イ 受付時間

午前9時から午後4時まで

（正午から午後1時までの間を除く）

ウ 受付場所

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

河合町役場総務部総務課契約・管財係（河合町本庁舎2階）

エ 競争入札参加資格確認申請書等の提出は持参した場合に限り受付します。

提出部数は1部とします。

※郵送及び電子メール等での受付けはできません。

（3）競争入札参加資格確認申請書等の作成

ア 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

入札公告2（10）に掲げる設計業務受託者との関連及び経営事項審査の審査結果を様式2に記載してください。また法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び総合評定値通知書の写しを添付してください。

イ 工事实績報告書

同種工事の実績を様式3に記載してください。実績を確認できる資料（一般財団法人日本建設情報総合センターの「CORINS（工事实績情報システム）」竣工登録工事カルテ受領書等の全て（受領書がない場合や受領書の記載内容で確認できない場合は、工事（事業）引渡書、契約書、金抜設計書、図面（表題欄に記載があるものに限り）、施工計画書、現場組織図の写し等（いずれの資料も、変更している場合は最終のものに限り）、施工年度、事業名、路線河川名、工区名、工事番号など同一工事の関連資料であると確認できるもの）を添付してください。

これらによることが出来ない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」を提出してください。

ウ 配置予定技術者届

配置予定の監理技術者及び主任技術者についての概要を様式4に記載してください。

同種工事の従事経験が確認できる資料（上記イと同様）を添付してください。

申請時に配置予定技術者が特定できない場合は複数の候補技術者を提出することもできます。その場合、一人でも欠格事項がある場合は全員を失格とします。

エ 誓約書

河合町との間に紛争及び係争中の訴訟関係に無いことを構成員ごとに様式7に記名押印し、提出してください。

（4）競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

競争入札参加資格の確認結果については、令和8年8月31日（月）に電子メールで通知書を送付します。なお、競争入札参加資格を得ることが出来なかったものは、その理由を求めることができます。この場合には9月2日（水）正午までにその旨を記載した書面を河合町役場総務部総務課契約・管財係まで持参してください。その回答は、9月3日（木）午前10時から河合町役場総務部総務課契約・管財係で行います。

（5）その他

ア 資料作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とします。

イ 提出された資料は返却しません。

3 設計図書

競争入札参加資格確認申請書を提出した業者のうち、設計図書の貸与を希望する業者に対し、「図面、仕様書、その他関係書類」（以下「設計図書」という。）を貸出します。返却については、開札時において返却してください。尚、途中で入札を辞退される方は、入札辞退書と同時に送付もしくは持参してください。

4 質疑

（1）設計図書の質疑については、質疑の有無に関わらず、その旨を記載した質疑書を電子メールにて送信してください。

ア 受付日時

令和8年8月12日（水）から令和8年8月26日（水）正午まで

イ 質疑書の送信先

河合町役場総務部総務課契約・管財係

メールアドレス：kanzai@town.kawai.nara.jp

イ 質疑書の様式は別紙（様式5）とします。

（2）前号の質疑は、質疑者に対し、令和8年8月28日（金）午後5時までに電子メールにて回答致します。

5 入札の手続

- (1) 入札書は、工事費内訳書（様式 6）及び内訳明細書（様式 6－1）と同時（同封）にて提出してください。

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し又は取り消すことはできません。

入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（千円止め）を入札書に記載してください。

- (2) 工事費内訳書は、示された全項目に金額を明示し、工事番号、工事名、工事場所並びに所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記載することが必要です。

工事費内訳書及び内訳明細書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札書は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 工事費内訳書及び内訳明細書を作成しない場合

イ 工事費内訳書及び内訳明細書の「見積金額（税抜）」欄に記載されている額と「入札書」に記載されている額が一致しない場合

ウ 工事費内訳書及び内訳明細書の各計と合計が正しくない場合

エ 各項目の金額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

- (3) 入札書と工事費内訳書及び内訳明細書は、書留郵便で令和 8 年 9 月 11 日（金）の午後 4 時までに河合町役場総務部総務課契約・管財係に到着するように送付してください。尚、宛名については、入札公告 6（2）に記載しているとおりとします。

- (4) 開札は、入札書を提出した全ての入札者又はその代理人が立会をして行うものとします。立会人は入札公告 6（4）の日時に同 6（5）の場所にお越し下さい。代理人が立会う場合には、立会に関する委任状（任意様式可）を持参してください。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。また無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告 2 に定める一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札の金額を訂正した入札、または判読し難いと認められる入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱により、必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札者がした 2 以上の入札
- (6) 競争入札参加資格確認申請書等が適正でない者がした入札

- (7) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (8) 予定価格（税抜）を超える入札、または、最低制限価格（税抜）未満の入札
- (9) 入札書到着期限を過ぎて到着した入札
- (10) 指定の手続以外の郵送、または持参された入札
- (11) その他入札条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

- (1) 入札回数は、1回とします。
- (2) 予定価格（税抜）以下であり、かつ最低制限価格（税抜）以上の範囲で、最低価格をもって入札をした者を落札者とします。ただし落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。

8 契約書の作成と本契約の成立

河合町契約規則第27条の規定により仮契約書を作成し、落札決定後速やかに仮契約を締結します。この工事契約については、河合町議会の議決を要しますので、議決があるまでの期間は仮契約とし、議会の可決を得たときに契約が成立するものとします。

ただし、本契約締結までの間に、入札参加資格の喪失または奈良県又は河合町の指名停止措置を受けた場合は、仮契約を締結しないか、または仮契約を解除することがあります。また、契約後において速やかに施工体制台帳を提出するものとする。

9 前払金

前払金については、本契約締結後、請負代金額の10分の4以内の請求を可とする。

10 配置予定技術者の確認

落札決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがあります。また病気、死亡、退職等の特別な理由がある場合を除き、配置予定技術者の変更はできません。病気等特別な理由により配置予定技術者を変更する場合は入札公告2(7)に掲げる条件を満たしかつ当初の技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。

11 問い合わせ先

不明な点については、河合町総務部総務課契約・管財係まで問い合わせてください。

電話 : 0745-57-0200 (内線226・229)

メールアドレス : kanzai@town.kawai.nara.jp